

## ミネラルウォーター類の規格基準について(1/4)



The Knights

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が 2021 年 6 月 29 日改正されました。新規に項目としてクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）が追加された他、六価クロムの規格値（0.05 ⇒ 0.02 mg/l）が改正されました。

## 【成分規格（個別規格）】各ミネラルウォーター類の製品に関する規格

物質名	成分規格		
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無	ミネラルウォーター類 以外の清涼飲料水
アンチモン	0.005 mg/l	0.005 mg/l	—
カドミウム	0.003 mg/l	0.003 mg/l	—
水銀	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l	—
セレン	0.01 mg/l	0.01 mg/l	—
銅	1 mg/l	1 mg/l	—
鉛	0.05 mg/l	0.05 mg/l	○検出するものであってはならない
バリウム	1 mg/l	1 mg/l	—
ヒ素	0.01 mg/l	0.01 mg/l	○検出するものであってはならない
マンガン	0.4 mg/l	0.4 mg/l	—
六価クロム	0.02 mg/l	0.02 mg/l	—
亜塩素酸	0.6 mg/l	—	—
塩素酸	0.6 mg/l	—	—
クロロ酢酸	0.02 mg/l	—	—
クロロホルム	0.06 mg/l	—	—
残留塩素	3 mg/l	—	—
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/l	0.01 mg/l	—
亜硝酸性窒素	0.04 mg/l	0.04 mg/l	—
四塩化炭素	0.002 mg/l	—	—
1,4-ジオキサン	0.04 mg/l	—	—
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	—	—
ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	—	—
ジクロロメタン	0.02 mg/l	—	—

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



## ミネラルウォーター類の規格基準について(2/4)



シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l (シス体とトランス体の 和として)	—	—
ジブromクロロメタン	0.1 mg/l	—	—
臭素酸	0.01 mg/l	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l	10 mg/l	—
総トリハロメタン	0.1 mg/l	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	—	—
トリクロロエチレン	0.004 mg/l	—	—
トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	—	—
トルエン	0.4 mg/l	—	—
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07 mg/l	—	—
フッ素	2 mg/l	2 mg/l	—
ブromジクロロメタン	0.03 mg/l	—	—
ブromホルム	0.09 mg/l	—	—
ベンゼン	0.01 mg/l	—	—
ホウ素	5 mg/l	5 mg/l	—
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	—	—
有機物等(全有機炭素)	3 mg/l	—	—
味	異常でないこと	—	—
臭気	異常でないこと	—	—
色度	5 度	—	—
濁度	2 度	—	—
パツリン	—	—	0.050 ppm
腸球菌	—	陰性 (二酸化炭素圧力 98kPa 未満:20℃)	—
緑膿菌	—	陰性 (二酸化炭素圧力 98kPa 未満:20℃)	—

\*パツリンはりんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



# ミネラルウォーター類の規格基準について (3/4)



## 【成分規格（一般規格）】各ミネラルウォーター類に共通の製品に関する規格

物質名	成分規格		
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無	ミネラルウォーター類 以外の清涼飲料水
混濁	混濁したものであってはならない		
沈殿物	沈殿物のあるものであってはならない		
スズ（金属容器包装入りの場合）	150.0 ppm		
大腸菌群	陰性		

## 【製造基準①】ミネラルウォーター類の製造原水に関する基準

物質名	製造基準	
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
腸球菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
緑膿菌	—	陰性 <sup>※1</sup>
大腸菌群	陰性	陰性 <sup>※1</sup>
細菌数	100 個/ml	5 個/ml <sup>※1</sup>
細菌数	—	20 個/ml (容器包装詰め直後の製品)
細菌数	—	100 個/ml <sup>※2</sup> (二酸化炭素圧力 98kPa 以上：20℃)
大腸菌群	—	陰性 <sup>※2</sup> (二酸化炭素圧力 98kPa 以上：20℃)

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



# ミネラルウォーター類の規格基準について (4/4)



## 【製造基準②】 ミネラルウォーター類以外の製造原水<sup>※3</sup>に関する基準

※3 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水

物質名	製造基準	
	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌有	ミネラルウォーター類 殺菌・除菌無
細菌数	100 個/ml	—
大腸菌群	陰性	—
成分規格（個別規格）項目	40 項目	15 項目
製造基準① 二酸化炭素圧力 98kPa 以下は※1 二酸化炭素圧力 98kPa 以上は※2 参照	—	※1 又は※2 に適合

\* 製造基準においては、検査が必要となる規格項目及び基準値のみ記載しています。

### 【注意点】

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の成分規格については、告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造等された清涼飲料水を加工し、使用等する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用されない。

また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち、六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造等された清涼飲料水を加工し、使用等する場合に限り、なお従前の例によることができる。

詳しくは、当社 分析担当者 貝森、阪口（フリーダイヤル0120-01-2590）までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

